

第6号様式別表5の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る純支払賃借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
2 「第1号・第3号・第4号に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 各欄共通	収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。以下同じです。）とその他の事業とを併せて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。 この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。	
4 「支払賃借料」及び「受取賃借料」の各欄	貸借している土地又は家屋（家屋とは、住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物をいいます。また、土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物及び附属設備を含みます。）ごとに、各欄に記載します。	(1) 別途明細書に準じた書類を作成している場合には、「計①」及び「計②」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。 (2) 契約において複数の土地又は家屋について賃借している場合には、契約ごとに、各欄に記載して差し支えありません。
5 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」	(1) 土地についてはその用途（例えば、「宅地」、「駐車場」など）を記載します。 (2) 家屋についてはその用途（例えば、「事務所」、「店舗」など）を記載し、当該家屋について名称（ビル名等）があるときは（ ）書きで当該名称を併記します。	
6 「契約期間」	契約書等における契約期間を記載します。なお、この契約が更新されている場合には、更新した期間も含めて記載します。	
7 「期中の支払賃借料」	法第72条の17第1項に規定する支払賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払うもので、法人税の所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの））を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の支払賃借料が10万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。
8 「期中の受取賃借料」	法第72条の17第1項に規定する受取賃借料（当該事業年度において土地又は家屋の賃借権、地上権、永小作権等の権利でその存続期間が1月以上であるものの対価として支払を受けるもので、法人税の所得の計算上益金の額に算入される金額）を記載します。	(1) 一の土地又は家屋に係る期中の受取賃借料が10万円未満のものについては、一括記載して差し支えありません。 (2) 消費税及び地方消費税に相当する金額は含めないで記載します。

9「純支払賃借料の計算③」	①の欄の金額から②の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、法第72条の19の規定の適用を受ける法人（特定内国法人）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人にあつては負数、その他の法人にあつては零）を記載します。	
10「備考」	(1) 「土地の用途又は家屋の用途若しくは名称」において記載した土地又は家屋の一部を賃借している場合には、その部分（例えば、「ビルの1～3階部分」など）が分かるように記載します。 (2) 契約ごとに記載したもの又は一括記載したものがある場合には、当該内容又は代表的な用途及び箇所（例えば、「業務用駐車場10ヶ所」など）を記載します。 (3) 期中の支払賃借料又は受取賃借料に含まれない次に掲げるようなものがあり、補足説明が必要な場合には、その内容及び金額を記載します。 (イ) 土地又は家屋に係る権利金その他の一時金 (ロ) 土地又は家屋の賃借権等に係る役務の提供の対価として明確かつ合理的に区分されているもの	